

平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他(<u>都市計画税</u>)		
要望項目名	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>固定資産税、都市計画税の軽減措置を延長すること。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、平成 19 年 7 月 16 日の発災日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分の当該家屋に係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税、都市計画税の 2 分の 1 を減額する措置について、その取得等の期限を 2 年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第 16 条の 2 第 6 項		
減収見込額	(初年度) - (2) (平年度) - (4) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋を取得等する場合における固定資産税、都市計画税について、特例措置を延長することにより、当該家屋の取得等を促進し、新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図るため、特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省における政策体系上の位置付け 4. 中小企業・地域経済産業政策 24 地域経済の活性化の推進
	政策の達成目標	新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率 55.5%
	政策目標の達成状況	発災から3年が経過し、被災地においては、引き続き早期の生活再建の促進を図っているところである。
有効性	要望の措置の適用見込み	2年延長した場合の適用見込数 平成23年(4月~12月) 197件 平成24年 181件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	被災地における家屋に係る税負担の軽減は、個々の被災者の生活再建を支援するのみならず、効果的な支援策のひとつとして、被災地全体の復興に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	被災者にとって、固定資産税(都市計画税)の減税特例措置は、生活再建のため多大な出費を強いられる中、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数) 平成 20 年度 87 件(うち、19 年度新規分 87 件) 平成 21 年度 1,957 件(うち、20 年度新規分 1,870 件) (減収額) 平成 20 年度 固定資産税 1.7 百万円 都市計画税 0.1 百万円 平成 21 年度 固定資産税 54.4 百万円 都市計画税 2.7 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災地全体の復興につながる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者の生活再建</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災者の生活再建が十分に進んでいない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度 新設</p>